

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Moritex Corporation	09/09/2013
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	SCHOTT MORITEX Corporation
Street Address:	3-13-45, Senzui, Asaka-shi
City:	Saitama
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	351-0024
PROPERTY NUMBERS Total: 19	
Property Type	Number
Patent Number:	6118476
Patent Number:	7151956
Patent Number:	7179227
Patent Number:	7369692
Patent Number:	7332875
Patent Number:	6972207
Patent Number:	7144130
Patent Number:	7284870
Patent Number:	7259522
Patent Number:	7808541
Patent Number:	D548326
Patent Number:	D547437
Patent Number:	D557403
Patent Number:	D549186
Patent Number:	D577855

OP \$760.00 6118476

Patent Number:	6825440
Patent Number:	6931752
Patent Number:	6774341
Patent Number:	7221839

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: 7037161180
Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.
Phone: 703-716-1191
Email: gbpatent@gbpatent.com
Correspondent Name: Greenblum & Bernstein
Address Line 1: 1950 Roland Clarke Place
Address Line 4: Reston, VIRGINIA 20191

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	J244907
NAME OF SUBMITTER:	Leslie J. Paperner
Signature:	/Leslie J. Paperner/
Date:	09/26/2013

Total Attachments: 52
source=J244907_change_name_address#page1.tif
source=J244907_change_name_address#page2.tif
source=J244907_change_name_address#page3.tif
source=J244907_change_name_address#page4.tif
source=J244907_change_name_address#page5.tif
source=J244907_change_name_address#page6.tif
source=J244907_change_name_address#page7.tif
source=J244907_change_name_address#page8.tif
source=J244907_change_name_address#page9.tif
source=J244907_change_name_address#page10.tif
source=J244907_change_name_address#page11.tif
source=J244907_change_name_address#page12.tif
source=J244907_change_name_address#page13.tif
source=J244907_change_name_address#page14.tif
source=J244907_change_name_address#page15.tif
source=J244907_change_name_address#page16.tif
source=J244907_change_name_address#page17.tif
source=J244907_change_name_address#page18.tif
source=J244907_change_name_address#page19.tif
source=J244907_change_name_address#page20.tif
source=J244907_change_name_address#page21.tif
source=J244907_change_name_address#page22.tif
source=J244907_change_name_address#page23.tif
source=J244907_change_name_address#page24.tif
source=J244907_change_name_address#page25.tif
source=J244907_change_name_address#page26.tif
source=J244907_change_name_address#page27.tif

source=J244907_change_name_address#page28.tif
source=J244907_change_name_address#page29.tif
source=J244907_change_name_address#page30.tif
source=J244907_change_name_address#page31.tif
source=J244907_change_name_address#page32.tif
source=J244907_change_name_address#page33.tif
source=J244907_change_name_address#page34.tif
source=J244907_change_name_address#page35.tif
source=J244907_change_name_address#page36.tif
source=J244907_change_name_address#page37.tif
source=J244907_change_name_address#page38.tif
source=J244907_change_name_address#page39.tif
source=J244907_change_name_address#page40.tif
source=J244907_change_name_address#page41.tif
source=J244907_change_name_address#page42.tif
source=J244907_change_name_address#page43.tif
source=J244907_change_name_address#page44.tif
source=J244907_change_name_address#page45.tif
source=J244907_change_name_address#page46.tif
source=J244907_change_name_address#page47.tif
source=J244907_change_name_address#page48.tif
source=J244907_change_name_address#page49.tif
source=J244907_change_name_address#page50.tif
source=J244907_change_name_address#page51.tif
source=J244907_change_name_address#page52.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Akira KAWAJIRI
(translator's name)

of Co-op Olympia 211, 35-3, Jingumae 6-chome, Shibuya-ku, TOKYO JAPAN
(translator's address)

do hereby solemnly and sincerely declare;

1. that I am well acquainted with both the English and Japanese languages, and
2. that I am the translator of the attached documents which are the partial translation of Japanese Original documents and certify that the following is a true translation to the best of my knowledge and belief;

- (a) CERTIFICATE OF ALL REMOVED MATTERS of MORITEX CORPORATION
- (b) CERTIFICATE OF ALL REMOVED MATTERS of SCHOTT MORITEX Corporation
- (c) CERTIFICATE OF ALL HISTRICAL MATTERS of SCHOTT MORITEX Corporation

9 / 9 / 2013

Day / Month / Year


Akira KAWAJIRI

CERTIFICATE OF ALL REMOVED MATTERS
(Partial translation)

(2)

3-1-24, Jingumae, Shibuya-ku, TOKYO
MORITEX CORPORATION
Corporate Registration Number 0110-01-026053

Trade Name	MORITEX CORPORATION	
Head Office	<u>8-9, Sakuragaoka-cho, Shibuya-ku, TOKYO</u>	
	<u>3-1-14, Jingumae, Shibuya-ku, TOKYO</u>	Moved on September 27, 1993
	<u>3-1-24, Jingumae, Shibuya-ku, TOKYO</u>	Moved on February 15, 2010 Registered on February 16, 2010
	abbr.	

* An underline means that the matter was struck out.

Page 1/39

abbr.

Page 2/39-38/39

	abbr.
Matters regarding a registration record	Due to paragraph 3 of Supplementary Provisions of the Ministry of Justice Ordinance No. 15 of 1989; Transferred and recorded on February 1, 1996
	On June 25, 2010, Head Office was moved to "4-39-11, Higashi-Ikebukuro, Toshima-ku, TOKYO." Registered on July 13, 2010 Removed on July 13, 2010

This is a document that certified all removed matter registered in registry book.

September 5, 2013

Shibuya branch of TOKYO Legal Affairs Bureau

Record Officer

ISHIKAWA Kazuhiro

Page 39/39

PATENT
REEL: 031294 FRAME: 0134

閉鎖事項全部証明書

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

商号	株式会社モリテックス	
本店	東京都渋谷区桜丘町8番9号	
	東京都渋谷区神宮前三丁目1番14号	平成 5年 9月 27日移転
	東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号	平成22年 2月15日移転
		平成22年 2月16日登記
公告をする方法	官報に掲載する。	
	日本経済新聞に掲載する。	平成 9年 8月 1日変更
		平成 9年 8月 1日登記
	電子公告とする。 http://www.moritex.co.jp ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。	平成18年 6月28日変更
		平成18年 7月12日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.moritex.co.jp	平成16年 5月27日設定
		平成16年 6月 1日登記
会社成立の年月日	昭和48年2月19日	
目的	1. 電子光学用特殊フィルムの製造・加工及び国内販売並びに輸出入販売業務 2. 各種電子材料・光学材料・映像及び画像関連機器・光学機器、附帯品の製造・加工及び国内販売並びに輸出入販売業務 3. 光ファイバ（光学繊維）及び光ファイバ応用機器の製造・加工及び国内販売並びに輸出入販売業務 4. 医薬品・精密化学品・毒物劇物の製造・加工及び国内販売並びに輸出入販売業務 5. 機能性樹脂・機能性セラミックスの製造・加工及び国内販売並びに輸出入販売業務 6. 精密球・微小球・レンズ球の製造・加工及び国内販売並びに輸出入販売業務 7. 精密測定機器の製造・加工及び国内販売並びに輸出入販売業務 8. インテリア製品の国内販売並びに輸出入販売、インテリア照明器具・クリ	

	<p style="text-align: center;"><u>スタルガラス製品の製造・加工及び国内販売並びに輸出入販売業務</u></p> <p>9. <u>上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>光ファイバ及びその応用機器の製造販売</u> 2. <u>光学機器及び光学材料の製造販売</u> 3. <u>画像入力処理装置及び関連するシステムの製造販売</u> 4. <u>各種光源（ハロゲンランプ等）その関連器具及び照明システムの製造販売</u> 5. <u>精密測定機器の製造販売</u> 6. <u>精密理化学機器及び関連器具の製造販売</u> 7. <u>機能性材料（樹脂、セラミックス、金属等）及びその応用製品とシステムの製造販売</u> 8. <u>機能性球体（精密球、微小球、超硬球、レンズ球等）及びその応用製品の製造販売</u> 9. <u>球体アート製品（ペーパーウェイト、ビー玉玩具等）及びインテリア製品の製造販売</u> 10. <u>前各号に関連するソフトウェア、技術及び情報の販売</u> 11. <u>前各号に関連する物品、技術及びソフトウェアの輸出入業</u> 12. <u>前各号に附帯する一切の事業</u> <p style="text-align: center;">平成 8年 6月27日変更 平成 8年 7月 9日登記</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>光ファイバ及びその応用機器の製造販売</u> 2. <u>光学機器及び光学材料の製造販売</u> 3. <u>画像入力処理装置及び関連するシステムの製造販売</u> 4. <u>各種光源（ハロゲンランプ等）その関連器具及び信号、標識、看板、照明システム等の製造販売</u> 5. <u>精密理化学機器、精密測定機器及び関連器具の製造販売</u> 6. <u>医療用機器及び関連器具の製造販売</u> 7. <u>機能性材料（樹脂、セラミックス、金属等）及びその応用製品とシステムの製造販売</u> 8. <u>機能性球体（精密球、微小球、超硬球、レンズ球等）及びその応用製品の製造販売</u> 9. <u>球体アート製品（ペーパーウェイト、ビー玉玩具等）及びインテリア製品、エクステリア製品（門扉、タイル等）の製造販売</u> 10. <u>前各号に関連する工事の設計施工</u> 11. <u>前各号に関連するソフトウェア、技術及び情報の販売</u> 12. <u>前各号に関連する物品、技術及びソフトウェアの輸出入業</u> 13. <u>前各号に付帯する一切の事業</u> <p style="text-align: center;">平成 8年11月 1日変更 平成 8年11月15日登記</p>
	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>光ファイバおよびその応用機器の製造販売</u> (2) <u>光学機器および光学材料の製造販売</u> (3) <u>画像入力処理装置および関連するシステムの製造販売</u> (4) <u>各種光源（ハロゲンランプ、LED等）およびその関連器具ならびに信号、標識、看板、照明システム等の製造販売</u> (5) <u>精密理化学機器、精密測定機器および関連器具の製造販売</u> (6) <u>医療用機器および関連器具の製造販売</u> (7) <u>遺伝子等に関連した治療、診断、研究用マイクロアレイおよび治療薬、診断薬ならびにそれらの原材料物質の製造と販売</u> (8) <u>遺伝子等に関連した医療技術開発、新薬開発のための調査、解析、臨床検査および治験検査の受託</u>

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	(9) 機能性材料(樹脂、セラミックス、金属等)およびその応用製品とシステムの製造販売 (10) 機能性球体(精密球、微小球、超硬球、レンズ球等)およびその応用製品の製造販売 (11) 球体アート製品(ペーパーウェイト、ビー玉玩具等)およびインテリア製品、エクステリア製品(門扉、タイル等)の製造販売 (12) 前各号に関連する工事の設計施工 (13) 前各号に関連するソフトウェア、技術および情報の販売 (14) 前各号に関連する物品、技術およびソフトウェアの輸出入業 (15) 前各号に附帯する一切の事業 平成18年 6月28日変更 平成18年 7月12日登記	
額面株式1株の金額	<u>金500円</u>	
	<u>金50円</u>	平成 9年 8月 1日変更 ----- 平成 9年 8月 1日登記
単元株式数	<u>1000株</u>	平成 9年 8月 1日設定 ----- 平成 9年 8月 1日登記
	100株	平成12年 8月 1日変更 ----- 平成12年 8月 1日登記
	<u>56万8000株</u>	平成 9年 8月 1日変更 ----- 平成 9年 8月 1日登記
	<u>1600万株</u>	平成14年 6月26日変更 ----- 平成14年 7月 2日登記
発行可能株式総数	<u>56万8000株</u>	平成 9年 8月 1日変更 ----- 平成 9年 8月 1日登記
	<u>1600万株</u>	平成14年 6月26日変更 ----- 平成14年 7月 2日登記
	<u>3000万株</u>	平成 9年 8月 1日変更 ----- 平成 9年 8月 1日登記
	<u>40万株</u>	平成 9年 11月 13日変更 ----- 平成 9年 11月 25日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>40万株</u>	平成 9年 8月 1日変更 ----- 平成 9年 8月 1日登記
	発行済株式の総数 <u>400万株</u>	平成 9年 11月 13日変更 ----- 平成 9年 11月 25日登記
	発行済株式の総数 <u>460万株</u>	平成 9年 8月 1日変更 ----- 平成 9年 8月 1日登記
	発行済株式の総数 <u>460万株</u>	平成 9年 11月 13日変更 ----- 平成 9年 11月 25日登記

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

発行済株式の総数 <u>560万株</u>	平成11年11月 8日変更
	平成11年11月11日登記
発行済株式の総数 <u>1120万株</u>	平成12年12月20日変更
	平成12年12月27日登記
発行済株式の総数 <u>1121万株</u>	平成16年 8月31日変更
	平成16年 9月 3日登記
発行済株式の総数 <u>1160万株</u>	平成17年 1月19日変更
	平成17年 2月 3日登記
発行済株式の総数 <u>1270万1928株</u>	平成17年12月31日変更
	平成18年 1月13日登記
発行済株式の総数 <u>1290万1928株</u>	平成18年 1月31日変更
	平成18年 2月 6日登記
発行済株式の総数 <u>1320万1928株</u>	平成18年 2月28日変更
	平成18年 3月 8日登記
発行済株式の総数 <u>1355万4928株</u>	平成18年 5月31日変更
	平成18年 6月12日登記
発行済株式の総数 <u>1382万4928株</u>	平成18年 6月30日変更
	平成18年 7月12日登記
発行済株式の総数 <u>1383万9928株</u>	平成19年 7月31日変更
	平成19年 8月 8日登記
発行済株式の総数 <u>1389万5928株</u>	平成20年 3月31日変更
	平成20年 4月 3日登記
発行済株式の総数 <u>1391万928株</u>	平成21年10月31日変更
	平成21年11月13日登記
発行済株式の総数 <u>1393万3928株</u>	平成22年 5月31日変更
	平成22年 6月 7日登記

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

株券を発行する旨の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
	<u>当会社は、株式取扱規程に定めるところにより、株式に係る株券を発行する</u>		平成18年6月28日変更 平成18年7月12日登記
			平成21年1月5日廃止 平成21年1月14日登記
資本金の額	<u>金6億3530万5437円</u>		
	<u>金9億3530万5437円</u>		平成9年11月13日変更 平成9年11月25日登記
	<u>金23億7430万5437円</u>		平成11年11月8日変更 平成11年11月11日登記
	<u>金23億7908万6937円</u>		平成16年8月31日変更 平成16年9月3日登記
	<u>金23億7909万5437円</u>		平成17年2月3日更正
	<u>金25億4484万5437円</u>		平成17年1月19日変更 平成17年2月3日登記
	<u>金29億4594万7229円</u>		平成17年12月31日変更 平成18年1月13日登記
	<u>金30億2694万7229円</u>		平成18年1月31日変更 平成18年2月6日登記
	<u>金31億5684万7229円</u>		平成18年2月28日変更 平成18年3月8日登記
	<u>金32億3057万229円</u>		平成18年5月31日変更 平成18年6月12日登記

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	<u>金33億2017万229円</u>	平成18年 6月30日変更
		平成18年 7月12日登記
	<u>金33億2018万5229円</u>	平成19年 7月31日変更
		平成19年 8月 8日登記
	<u>金33億2024万1229円</u>	平成20年 3月31日変更
		平成20年 4月 3日登記
	<u>金33億2025万6229円</u>	平成21年10月31日変更
		平成21年11月13日登記
	<u>金33億2027万9229円</u>	平成22年 5月31日変更
		平成22年 6月 7日登記
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない</u>	
	平成 9年 8月 1日廃止 平成 9年 8月 1日登記	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<u>東京都中央区八重洲一丁目2番1号</u> 安田信託銀行株式会社 本店	
	<u>東京都千代田区丸の内一丁目6番2号</u> 第一勧業富士信託銀行株式会社本店	平成11年10月 1日変更 平成11年10月 1日登記
	<u>東京都千代田区丸の内一丁目6番2号</u> みずほ信託銀行株式会社本店	平成12年10月 1日変更 平成12年10月 2日登記
	<u>東京都千代田区丸の内一丁目5番1号</u> みずほ信託銀行株式会社 本店	平成13年11月26日変更 平成13年11月26日登記
	<u>東京都中央区八重洲一丁目2番1号</u> みずほ信託銀行株式会社 本店	平成15年 3月12日変更 平成15年 3月12日登記
	<u>東京都港区芝三丁目33番1号</u> 中央三井信託銀行株式会社 本店	平成15年 6月27日変更 平成15年 7月10日登記

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>森戸祐幸</u>	平成 7年 6月29日重任
	<u>取締役</u>	<u>森戸祐幸</u>	平成 9年 6月27日重任
			平成 9年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>森戸祐幸</u>	平成11年 6月29日重任
			平成11年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>森戸祐幸</u>	平成13年 6月27日重任
			平成13年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>森戸祐幸</u>	平成15年 6月26日重任
			平成15年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>森戸祐幸</u>	平成17年 6月28日重任
			平成17年 7月11日登記
			平成18年 5月10日辞任
			平成18年 5月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉川雅晴</u>	平成 7年 6月29日重任
			平成 8年 6月27日辞任
			平成 8年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>河野卓哉</u>	平成 7年 6月29日重任
<u>取締役</u>	<u>河野卓哉</u>	平成 9年 6月27日重任	
		平成 9年 7月 8日登記	
		平成11年 3月30日辞任	
		平成11年 3月31日登記	
<u>取締役</u>	<u>小林 勲</u>	平成 7年 6月29日重任	

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	<u>取締役</u> 小林 勲	平成 9年 6月 27日重任
		平成 9年 7月 8日登記
		平成10年 6月 25日辞任
		平成10年 7月 10日登記
	<u>取締役</u> 岩瀬 充	平成 7年 6月 29日就任
	<u>取締役</u> 岩瀬 充	平成 9年 6月 27日重任
		平成 9年 7月 8日登記
		平成11年 6月 29日退任
		平成11年 7月 8日登記
	<u>取締役</u> 畑江 和夫	平成 7年 6月 29日重任
	<u>取締役</u> 畑江 和夫	平成 9年 6月 27日重任
		平成 9年 7月 8日登記
		平成11年 6月 29日退任
		平成11年 7月 8日登記
<u>取締役</u> 千葉 秀策	平成 7年 6月 29日重任	
<u>取締役</u> 千葉 秀策	平成 9年 6月 27日重任	
	平成 9年 7月 8日登記	
	平成 9年12月20日辞任	
	平成 9年12月22日登記	
<u>取締役</u> 新井 淳一	平成 7年 6月 29日重任	
<u>取締役</u> 新井 淳一	平成 9年 6月 27日重任	
	平成 9年 7月 8日登記	

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

		平成11年 6月29日退任
		平成11年 7月 8日登記
<u>取締役</u>	<u>辻 谷 強 司</u>	平成 7年 6月29日就任
<u>取締役</u>	<u>辻 谷 強 司</u>	平成 9年 6月27日重任
		平成 9年 7月 8日登記
		平成11年 6月29日退任
		平成11年 7月 8日登記
<u>取締役</u>	<u>田 村 昭 夫</u>	平成 7年 6月29日重任
		平成 8年 6月27日辞任
		平成 8年 7月 9日登記
<u>取締役</u>	<u>瀧 野 猛 彦</u>	平成 8年 6月27日就任
		平成 8年 7月 9日登記
<u>取締役</u>	<u>瀧 野 猛 彦</u>	平成 9年 6月27日重任
		平成 9年 7月 8日登記
<u>取締役</u>	<u>瀧 野 猛 彦</u>	平成11年 6月29日重任
		平成11年 7月 8日登記
		平成12年 6月28日辞任
		平成12年 7月10日登記
<u>取締役</u>	<u>西 田 秀 一</u>	平成 8年 6月27日就任
		平成 8年 7月 9日登記
<u>取締役</u>	<u>西 田 秀 一</u>	平成 9年 6月27日重任
		平成 9年 7月 8日登記
<u>取締役</u>	<u>西 田 秀 一</u>	平成11年 6月29日重任
		平成11年 7月 8日登記

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	<u>取締役</u>	<u>西田 秀一</u>	平成13年 6月27日重任
			平成13年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>西田 秀一</u>	平成15年 6月26日重任
			平成15年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>西田 秀一</u>	平成17年 6月28日重任
			平成17年 7月11日登記
			平成19年 6月27日退任
			平成19年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>蒲原 英二</u>	平成10年 6月25日就任
			平成10年 7月10日登記
			平成11年 6月29日退任
			平成11年 7月 8日登記
<u>取締役</u>	<u>森田 茂幸</u>	平成10年 6月25日就任	
		平成10年 7月10日登記	
		平成11年 6月29日退任	
		平成11年 7月 8日登記	
<u>取締役</u>	<u>小谷 洋三</u>	平成11年 6月29日就任	
		平成11年 7月 8日登記	
<u>取締役</u>	<u>小谷 洋三</u>	平成13年 6月27日重任	
		平成13年 7月11日登記	
<u>取締役</u>	<u>小谷 洋三</u>	平成15年 6月26日重任	
		平成15年 7月10日登記	
<u>取締役</u>	<u>小谷 洋三</u>	平成17年 6月28日重任	
		平成17年 7月11日登記	
		平成18年 3月31日辞任	
		平成18年 4月10日登記	

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	<u>取締役</u> 小口隆義	平成11年 6月29日就任
		平成11年 7月 8日登記
	<u>取締役</u> 小口隆義	平成13年 6月27日重任
		平成13年 7月11日登記
		平成15年 6月26日退任
		平成15年 7月10日登記
	<u>取締役</u> 土岐忠雄	平成11年 6月29日就任
		平成11年 7月 8日登記
		平成13年 6月27日退任
		平成13年 7月11日登記
	<u>取締役</u> 折茂勝巳	平成12年 6月28日就任
		平成12年 7月10日登記
	<u>取締役</u> 折茂勝巳	平成13年 6月27日重任
		平成13年 7月11日登記
	<u>取締役</u> 折茂勝巳	平成15年 6月26日重任
		平成15年 7月10日登記
	<u>取締役</u> 折茂勝巳	平成17年 6月28日重任
		平成17年 7月11日登記
<u>取締役</u> 折茂勝巳	平成19年 6月27日重任	
	平成19年 7月11日登記	
	平成20年 4月25日辞任	
	平成20年 5月 9日登記	
<u>取締役</u> 森田茂幸	平成13年 6月27日就任	
	平成13年 7月11日登記	
<u>取締役</u> 森田茂幸	平成15年 6月26日重任	
	平成15年 7月10日登記	

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	取締役	<u>森田茂幸</u>	平成17年 6月28日重任	
			平成17年 7月11日登記	
	取締役	<u>森田茂幸</u>	平成19年 6月27日重任	
			平成19年 7月11日登記	
		取締役	<u>蒲原英二</u>	平成20年 3月15日辞任
				平成20年 3月17日登記
		取締役	<u>蒲原英二</u>	平成14年 6月26日就任
				平成14年 7月 2日登記
		取締役	<u>蒲原英二</u>	平成15年 6月26日重任
				平成15年 7月10日登記
		取締役	<u>蒲原英二</u>	平成17年 6月28日重任
				平成17年 7月11日登記
取締役		<u>蒲原英二</u>	平成19年 6月27日重任	
			平成19年 7月11日登記	
			平成20年 4月25日辞任	
			平成20年 5月 9日登記	
取締役		<u>原田国重</u>	平成18年 6月28日就任	
			平成18年 7月12日登記	
	取締役	<u>原田国重</u>	平成19年 6月27日重任	
			平成19年 7月11日登記	
			平成20年 4月25日辞任	
			平成20年 5月 9日登記	
取締役	<u>仁科秀逸</u>	平成19年 6月27日就任		
		平成19年 7月11日登記		
		平成20年 4月25日辞任		
		平成20年 5月 9日登記		

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	取締役 <u>窪田勉</u>	平成19年 6月27日就任
		平成19年 7月11日登記
		平成20年 4月25日辞任
		平成20年 5月 9日登記
	取締役 <u>岩本俊夫</u>	平成19年 6月27日就任
		平成19年 7月11日登記
		平成20年 4月25日辞任
		平成20年 5月 9日登記
	取締役 <u>石井成晃</u> <u>(社外取締役)</u>	平成19年 6月27日就任
		平成19年 7月11日登記
		平成20年 4月25日辞任
		平成20年 5月 9日登記
	取締役 <u>折茂勝巳</u>	平成20年 4月25日就任
		平成20年 5月 9日登記
		平成21年 6月25日辞任
		平成21年 7月 9日登記
	取締役 <u>蒲原英二</u>	平成20年 4月25日就任
		平成20年 5月 9日登記
		平成21年 6月25日辞任
		平成21年 7月 9日登記
取締役 <u>原田国重</u>	平成20年 4月25日就任	
	平成20年 5月 9日登記	
	平成21年 6月25日辞任	
	平成21年 7月 9日登記	
取締役 <u>仁科秀逸</u>	平成20年 4月25日就任	
	平成20年 5月 9日登記	

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

取締役	仁科秀逸	平成22年 6月25日重任	
		平成22年 7月 2日登記	
取締役	窪田勉	平成20年 4月25日就任	
		平成20年 5月 9日登記	
		平成21年 3月31日辞任	
		平成21年 4月14日登記	
取締役	岩本俊夫	平成20年 4月25日就任	
		平成20年 5月 9日登記	
取締役	岩本俊夫	平成22年 6月25日重任	
		平成22年 7月 2日登記	
取締役	土谷泰三 (社外取締役)	平成20年 4月25日就任	
		平成20年 5月 9日登記	
		平成20年11月 6日辞任	
		平成20年11月10日登記	
取締役	伊東興太郎 (社外取締役)	平成20年 4月25日就任	
		平成20年 5月 9日登記	
		平成20年11月 6日辞任	
		平成20年11月10日登記	
取締役	松岡昇	平成21年 2月13日就任	
		平成21年 2月24日登記	
	取締役	松岡昇	平成22年 6月25日重任
			平成22年 7月 2日登記
取締役	ペーター・パウル・バロン (社外取締役)	平成21年 2月13日就任	
		平成21年 2月24日登記	
		平成22年 6月25日退任	
		平成22年 7月 2日登記	

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	取締役 <u>木村雅宣</u>	平成21年 6月25日就任
		平成21年 7月 9日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 7日登記
	取締役 <u>佐藤隆雄</u>	平成21年 6月25日就任
		平成21年 7月 9日登記
	取締役 <u>佐藤隆雄</u>	平成22年 6月25日重任
		平成22年 7月 2日登記
	取締役 <u>オットマー・エルンスト</u> (社外取締役)	平成22年 6月25日就任
		平成22年 7月 2日登記
	<u>神奈川県横浜市青葉区あざみ野二丁目7番地2</u> 代表取締役 <u>森戸祐幸</u>	平成 7年 6月29日重任
	<u>神奈川県横浜市青葉区あざみ野二丁目7番地2</u> 代表取締役 <u>森戸祐幸</u>	平成 9年 6月27日重任
	平成 9年 7月 8日登記	
<u>神奈川県横浜市青葉区あざみ野二丁目7番地2</u> 代表取締役 <u>森戸祐幸</u>	平成11年 6月29日重任	
	平成11年 7月 8日登記	
<u>神奈川県横浜市青葉区あざみ野二丁目6番地60</u> 代表取締役 <u>森戸祐幸</u>	平成12年11月27日住所 移転	
	平成12年11月28日登記	
<u>神奈川県横浜市青葉区あざみ野二丁目6番地60</u> 代表取締役 <u>森戸祐幸</u>	平成13年 6月27日重任	
	平成13年 7月11日登記	
<u>神奈川県横浜市青葉区あざみ野二丁目6番地60</u> 代表取締役 <u>森戸祐幸</u>	平成15年 6月26日重任	
	平成15年 7月10日登記	
<u>東京都目黒区自由が丘三丁目5番22号</u> 代表取締役 <u>森戸祐幸</u>	平成16年12月 2日住所 移転	
	平成16年12月 9日登記	

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

<u>東京都目黒区自由が丘三丁目5番22号</u> 代表取締役 <u>森戸祐幸</u>	平成17年 6月28日重任	
	平成17年 7月11日登記	
	平成18年 4月28日辞任	
	平成18年 5月11日登記	
<u>埼玉県さいたま市桜木町三丁目238番地</u> 代表取締役 <u>森田茂幸</u>	平成15年 4月 1日就任	
	平成15年 4月 4日登記	
	<u>埼玉県さいたま市大宮区桜木町三丁目238番地</u> 代表取締役 <u>森田茂幸</u>	平成15年 6月26日重任
		平成15年 7月10日登記
	<u>埼玉県さいたま市大宮区桜木町三丁目238番地</u> 代表取締役 <u>森田茂幸</u>	平成17年 6月28日重任
平成17年 7月11日登記		
<u>埼玉県さいたま市大宮区桜木町三丁目238番地</u> 代表取締役 <u>森田茂幸</u>	平成19年 6月27日重任	
	平成19年 7月11日登記	
	平成20年 3月15日辞任	
	平成20年 3月17日登記	
<u>千葉県流山市向小金三丁目89番地ウイズ南柏</u> <u>コンフォートテラス609</u> 代表取締役 <u>仁科秀逸</u>	平成20年 2月27日就任	
	平成20年 3月10日登記	
	平成20年 4月25日退任	
	平成20年 5月 9日登記	
<u>千葉県流山市向小金三丁目89番地ウイズ南柏</u> <u>コンフォートテラス609</u> 代表取締役 <u>仁科秀逸</u>	平成20年 4月25日就任	
	平成20年 5月 9日登記	
	平成22年 6月25日退任	
	平成22年 7月 2日登記	
<u>東京都文京区本郷五丁目20番1号</u> 代表取締役 <u>松岡昇</u>	平成21年11月 1日就任	
	平成21年11月13日登記	
	平成22年 6月25日重任	
	平成22年 7月 2日登記	
<u>東京都文京区本郷五丁目20番1号</u> 代表取締役 <u>松岡昇</u>		

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

<u>監査役</u>	<u>植木 顯太郎</u>	平成 7年 6月29日重任
		平成10年 6月25日退任
		平成10年 7月10日登記
<u>監査役</u>	<u>小口 義文</u>	平成 7年 6月29日重任
		平成10年 6月25日重任
<u>監査役</u>	<u>小口 義文</u>	平成10年 7月10日登記
		平成12年 6月28日辞任
		平成12年 7月10日登記
<u>監査役</u>	<u>渡邊 叔夫</u>	平成 6年 6月29日就任
		平成 8年 6月27日辞任
		平成 8年 7月 9日登記
<u>監査役</u>	<u>武田 永樹</u>	平成 8年 6月27日就任
		平成 8年 7月 9日登記
		平成 9年 6月27日退任
		平成 9年 7月 8日登記
<u>監査役</u>	<u>中川 徹也</u>	平成 9年 6月27日就任
		平成 9年 7月 8日登記
<u>監査役</u>	<u>中川 徹也</u>	平成12年 6月28日重任
		平成12年 7月10日登記
<u>監査役</u>	<u>中川 徹也</u>	平成15年 6月26日重任
		平成15年 7月10日登記

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	監査役	<u>中川 徹也</u>	
	(社外監査役)		平成18年 5月11日社外 監査役の登記
			平成19年 6月27日退任
			平成19年 7月11日登記
	監査役	<u>小林 勲</u>	平成10年 6月25日就任
			平成10年 7月10日登記
			平成12年 6月28日辞任
			平成12年 7月10日登記
	監査役	<u>興石 和雄</u>	平成12年 6月28日就任
			平成12年 7月10日登記
	監査役	<u>興石 和雄</u>	平成15年 6月26日重任
			平成15年 7月10日登記
監査役	<u>興石 和雄</u>		
(社外監査役)		平成18年 5月11日社外 監査役の登記	
監査役	<u>興石 和雄</u>	平成19年 6月27日重任	
(社外監査役)		平成19年 7月11日登記	
		平成20年 4月25日辞任	
		平成20年 5月 9日登記	
監査役	<u>堂 蘭 義 郎</u>	平成12年 6月28日就任	
		平成12年 7月10日登記	
監査役	<u>堂 蘭 義 郎</u>	平成15年 6月26日重任	
		平成15年 7月10日登記	
監査役	<u>堂 蘭 義 郎</u>		
(社外監査役)		平成18年 5月11日社外 監査役の登記	

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

		平成19年 6月27日退任
		平成19年 7月11日登記
<u>監査役</u>	<u>石井重成</u>	平成13年 6月27日就任
		平成13年 7月11日登記
<u>監査役</u>	<u>石井重成</u>	平成16年 6月25日重任
		平成16年 7月 5日登記
<u>監査役</u>	<u>石井重成</u>	
<u>(社外監査役)</u>		平成18年 5月11日社外 監査役の登記
		平成20年 6月26日退任
		平成20年 7月 8日登記
<u>監査役</u>	<u>大野孝雄</u>	平成19年 6月27日就任
<u>(社外監査役)</u>		平成19年 7月11日登記
		平成20年 4月25日辞任
		平成20年 5月 9日登記
<u>監査役</u>	<u>政木道夫</u>	平成19年 6月27日就任
<u>(社外監査役)</u>		平成19年 7月11日登記
		平成20年 4月25日辞任
		平成20年 5月 9日登記
<u>監査役</u>	<u>興石和雄</u>	平成20年 4月25日就任
<u>(社外監査役)</u>		平成20年 5月 9日登記
<u>監査役</u>	<u>大野孝雄</u>	平成20年 4月25日就任
<u>(社外監査役)</u>		平成20年 5月 9日登記
<u>監査役</u>	<u>政木道夫</u>	平成20年 4月25日就任
<u>(社外監査役)</u>		平成20年 5月 9日登記

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	監査役 石井成晃	平成20年 6月26日就任 平成20年 7月 8日登記
	<u>会計監査人</u> <u>協栄監査法人</u>	平成18年 5月11日会計監査人の登記
	<u>会計監査人</u> <u>協栄監査法人</u>	平成18年 6月28日重任 平成18年 7月12日登記
	<u>会計監査人</u> <u>協栄監査法人</u>	平成19年 6月27日重任 平成19年 7月11日登記
	<u>会計監査人</u> <u>協栄監査法人</u>	平成20年 6月26日重任 平成20年 7月 8日登記 平成21年 6月25日退任 平成21年 7月 9日登記
	<u>会計監査人</u> <u>あずさ監査法人</u>	平成21年 6月26日就任 平成21年 7月 9日登記
	<u>会計監査人</u> <u>あずさ監査法人</u>	平成22年 6月25日重任 平成22年 7月 2日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任あずさ監査法人	平成22年 7月 1日あずさ監査法人の名称変更 平成22年 7月 2日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>平成18年 6月28日設定 平成18年 7月12日登記</p>	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	<p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成18年 6月28日設定 平成18年 7月12日登記</p>	
支 店	<p>1 <u>京都市中京区西洞院通姉小路上ル三坊西洞院町 572番地</u></p>	平成22年 1月22日廃止
		平成22年 1月29日登記
	<p>2 <u>埼玉県川越市新宿町三丁目3番地4</u></p>	平成22年 2月10日廃止
		平成22年 2月16日登記
	<p>3 <u>愛知県名古屋市中区栄二丁目2番17号</u></p>	平成 8年10月 1日設置
		平成 8年10月11日登記
	<p>4 <u>福岡県福岡市中央区大名二丁目10番28号</u></p>	平成13年 4月 1日設置
		平成13年 4月13日登記
	<p><u>福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目4番30号</u></p>	平成13年 8月 3日移転
		平成13年 8月 9日登記
	<p>5 <u>大阪府吹田市江坂町二丁目3番1号</u></p>	平成13年 4月17日設置
		平成13年 4月17日登記
	<p><u>大阪市淀川区西中島七丁目5番25号</u></p>	平成16年10月 1日移転
		平成16年10月 8日登記
	<p>6 <u>千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目9番1号</u></p>	平成13年 6月 1日設置
		平成13年 6月 6日登記
		平成16年 6月30日廃止
		平成16年 7月 9日登記

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	7 <u>東京都渋谷区神宮前三丁目1番14号</u>	平成14年 5月15日設置
		平成14年 5月31日登記
	東京都豊島区東池袋四丁目39番11号	平成22年 2月15日移転
		平成22年 2月16日登記
	8 <u>横浜市青葉区あざみ野一丁目4番地3</u>	平成14年 5月15日設置
		平成14年 5月31日登記
		平成17年 9月 1日廃止
		平成17年 9月14日登記
	9 <u>茨城県つくば市梅園二丁目33番地6</u>	平成14年 5月15日設置
		平成14年 5月31日登記
		平成17年 2月14日移転
		平成17年 2月15日登記
平成21年 3月31日廃止		
平成21年 5月 8日登記		
10 <u>東京都立川市曙町一丁目25番12号</u>	平成18年 4月 3日設置	
	平成18年 4月10日登記	
	平成21年 9月 1日廃止	
	平成21年 9月17日登記	
新株予約権	<p>第1回新株予約権 <u>新株予約権の数</u> <u>200個</u> <u>199個</u> 平成16年 8月31日変更 平成16年 9月 3日登記 <u>160個</u> 平成17年 1月19日変更 平成17年 2月 3日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 <u>当社普通株式200万株とする。(本新株予約権1個の目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1万株とする。)</u> <u>ただし、次の(各新株予約権の目的たる株式の数の調整)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的たる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</u> <u>(各新株予約権の目的たる株式の数の調整)</u> <u>(1)当社が「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使</u></p>	

価額の調整)の規定に従って行使価額(「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

当社普通株式199万株とする。(本新株予約権1個の目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1万株とする。)

ただし、次の(各新株予約権の目的たる株式の数の調整)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的たる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(各新株予約権の目的たる株式の数の調整)

- (1) 当社が「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)第(2)号②ただし書に示される株

式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

平成16年 8月31日変更 平成16年 9月 3日登記
当社普通株式160万株とする。(本新株予約権1個の目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1万株とする。)

ただし、次の(各新株予約権の目的たる株式の数の調整)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的たる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(各新株予約権の目的たる株式の数の調整)

(1) 当社が「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

(2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

平成17年 1月19日変更 平成17年 2月 3日登記

各新株予約権の発行価額

本新株予約権1個あたり7万3000円(本新株予約権の目的たる株式1株あたり7.3円)

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初949円とする。

(行使価額の修正)

当社は、平成16年9月1日以後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、行使価額を、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.02を乗じて算出される金額(円位未

満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正する。なお、時価算定期間内に、(行使価額の調整)第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、第1回新株予約権発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が475円(以下「下限行使価額」という。ただし(行使価額の調整)第(1)号及至第(4)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、決定日価額が1424円(以下「上限行使価額」という。ただし、(行使価額の調整)第(1)号及至第(4)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

(行使価額の調整)
 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株あたりの発行・処分価額}}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合。(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により普通株式を発行する場合。
 調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとし、株券の交付については第1回新株予約権発行要項第17項第(2)号(当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \right) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

	<p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>③本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。</p> <p>調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) ①行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号②ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成16年8月20日から平成19年8月19日まで(ただし、「会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件」各号に従って本新株予約権の全部又は一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却のための公告がなされた日の3日後が行使期間の最終日である。)。ただし、行使期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日を最終日とする。</p>
--	---

	<p><u>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</u> 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 <u>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</u> (1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり7万3000円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり7万3000円にて、残存する本新株予約権の全部を消却する。</p>
	<p style="text-align: right;">平成16年 8月20日登記</p> <p>平成17年10月17日新株予約権全部消却</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月 9日登記</p>
	<p><u>第2回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> 2320個（新株予約権1個につき、普通株式100株。ただし、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。） 1090個（新株予約権1個につき、普通株式100株。ただし、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。） 平成18年 5月31日変更 平成18年 6月12日登記 940個 （新株予約権1個につき、普通株式100株。ただし、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。） 平成19年 7月31日変更 平成19年 8月 8日登記 380個 （新株予約権1個につき、普通株式100株。ただし、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。） 平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 3日登記 230個 （新株予約権1個につき、普通株式100株。ただし、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。） 平成21年10月31日変更 平成21年11月13日登記</p>

	<p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u></p> <p><u>普通株式 23万2000株</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p><u>普通株式 10万9000株</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成18年 5月31日変更 平成18年 6月12日登記</p> <p><u>普通株式9万4000株</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成19年 7月31日変更 平成19年 8月 8日登記</p> <p><u>普通株式3万8000株</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 3日登記</p> <p><u>普通株式2万3000株</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</u></p>
--	---

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成21年10月31日変更 平成21年11月13日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個につき100円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく本新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行済株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年8月25日から平成37年8月24日までとする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、退任もしくは退職後1年を経過しない者はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権割当契約書の定めるところによる。

③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

	<p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>②新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月11日登記</p> <p style="text-align: right;">平成17年 9月 1日登記</p>
	<p>平成22年5月31日新株予約権全部行使</p> <p style="text-align: right;">平成22年 6月 7日登記</p>
	<p>第3回新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p>100個</p> <p>80個 平成18年 1月31日変更 平成18年 2月 6日登記</p> <p>50個 平成18年 2月28日変更 平成18年 3月 8日登記</p> <p>27個 平成18年 5月31日変更 平成18年 6月12日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</p> <p>本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式1,000,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。は10,000株とする。))</p> <p>ただし、次の(各新株予約権の目的である株式の数の調整)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(各新株予約権の目的たる株式の数の調整)</p> <p>(1)当社が「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> <p>(2)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(行使価額の調整)第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(3)割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその</p>

	<p>適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）第（2）号②ただし書きに示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> <p>本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式800,000株とする（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。は10,000株とする。）</p> <p>ただし、次の（各新株予約権の目的である株式の数の調整）により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>（各新株予約権の目的たる株式の数の調整）</p> <p>(1) 当社が「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）の規定に従って行使価額（「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> <p>(2) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）第（2）号および第（4）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(3) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）第（2）号②ただし書きに示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> <p>平成18年 1月31日変更 平成18年 2月 6日登記</p> <p>本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式500,000株とする（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。は10,000株とする。）</p> <p>ただし、次の（各新株予約権の目的である株式の数の調整）により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>（各新株予約権の目的たる株式の数の調整）</p> <p>(1) 当社が「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）の規定に従って行使価額（「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、「各新株</p>
--	--

予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

(2) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）第（2）号および第（4）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）第（2）号②ただし書きに示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

平成18年 2月28日変更 平成18年 3月 8日登記

本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式270,000株とする（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。は10,000株とする。）

ただし、次の（各新株予約権の目的である株式の数の調整）により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（各新株予約権の目的たる株式の数の調整）

(1) 当社が「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）の規定に従って行使価額（「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整前割当株式数 × 調整前行使価額

調整後割当株式数＝

調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

(2) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）第（2）号および第（4）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（行使価額の調整）第（2）号②ただし書きに示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

平成18年 5月31日変更 平成18年 6月12日登記

各新株予約権の発行価額

本新株予約権1個あたり56,980円（本新株予約権の目的たる株式1株あたり5,698円）

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに

代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初895円とする。

（行使価額の修正）

本新株予約権の発行後、毎月第1金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の90%に相当する金額（1円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」（行使価額の調整）第（2）号または第（4）号で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、第3回新株予約権発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が448円（以下「下限行使価額」という。ただし「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」（行使価額の調整）第（1）号ないし第（4）号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、決定日価額が1,343円（以下「上限行使価額」という。ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」（行使価額の調整）第（1）号ないし第（4）号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

（行使価額の調整）

（1）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{行使価額} \quad \text{行使価額} \\ = \quad \times \quad \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot 1 \text{株当たりの} \text{処分株式数} \times \text{発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \end{array}$$

（2）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第（3）号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をし

た株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
 なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとし、株券の交付については第3回新株予約権発行要項第20項第(2)号(当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \frac{\text{調整後行使価額} \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債のすべてが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) ① 行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号②ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の転換価額の修正の場合を除く。)

	<p>③ <u>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(5) <u>「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」(行使価額の修正)または本項第(1)号ないし第(4)号により行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</u></p> <p><u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成17年9月30日から平成20年9月29日まで(ただし、「会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件」各号に従って本新株予約権の全部又は一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却のための公告がなされた日の3日後を権利行使期間の最終日とする。)。ただし、権利行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p> <p><u>新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)</u> 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
--	--

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- (1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり56,980円にて、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり56,980円にて、残存する本新株予約権の全部を消却する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該取得日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個あたり56,980円にて、残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める取得日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該取得日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個あたり56,980円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月11日登記

平成17年10月 7日登記

平成18年6月30日全部行使

平成18年 7月12日登記

第1回新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計16個の本新株予約権を発行する。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は金8億円）を「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」②記載の転換価額（ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の（転換価額の修正）または（転換価額の調整）によって修正または調整さ

れた場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

各新株予約権の発行価額

無償とする。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

① 本新株予約権1個の行使に際して払込みをなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

② 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初895円とする。

(転換価額の修正)

本新株予約権付社債の発行後、毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(1円未満を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(転換価額の調整)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算定の結果、修正後転換価額が448円(以下「下限転換価額」という。ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(転換価額の調整)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が1,343円(以下「上限転換価額」という。ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」の(転換価額の調整)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(転換価額の調整)

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を発行または処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時 価}}{\text{時 価}}}$$

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時 価}}{\text{時 価}}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも転換価額を適宜調整する。株式分割により当社普通株式を発行する場合には、上記算式で使用する「新株式・処分株式数」は、株主割当日における当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含めないものとする。なお、本号における「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日(ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分

割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値をいう。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年9月30日から平成19年9月27日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求という。’)ができる。

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

当社が次の(償還の方法および期限)の第(2)号もしくは(3)号により本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が(償還の方法および期限)第(4)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が添付された繰上償還請求書(登録をした本新株予約権付社債に係る本社債を繰上償還する場合は、繰上償還請求書)が償還金支払場所に提出された時以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(償還の方法および期限)

(1) 本社債は、平成19年9月28日にその総額を償還する。

(2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。

(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の3週間前に通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

(4) 本新株予約権付社債の社債権者は、「各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額」の(転換価額の修正)により修正された転換価額が537円(ただし、「各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額」の(転換価額の調整)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、「各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額」の(転換価額の調整)を準用して、当該金額も調整されるものとする。

)以下となった日以降は、当社に対して償還すべき日の2週間前に通知を行い、かつ当社の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。)

)に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて第1回新株予約権付社債発行要項第18項(株式会社みずほ銀行本店)記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。登録をした本新株予約権付社債に係る本社債の繰上償還を当社に対して請求する場合は、繰上償還請求書に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、第1回新株予約権付社債発行要項第21項(株式会社みずほコーポレート銀行)に定める登録機関を経由して、これを償還金支払場所に提出することができる。

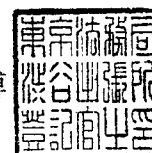
東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
 株式会社モリテックス
 会社法人等番号 0110-01-026053

	<p>(5) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(6) 本社債の買入消却は、発効日の翌日以降いつでもこれを行なうことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 <u>消却事由は定めない。</u></p>	平成17年10月 7日登記
	平成17年12月31日新株予約権の全部行使	平成18年 1月13日登記
吸収合併	平成21年4月1日東京都渋谷区渋谷三丁目10番5号モリテックス販売株式会社を合併	平成21年 4月14日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 5月11日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 5月11日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成 8年 2月 1日移記
	平成22年6月25日東京都豊島区東池袋四丁目39番11号に本店移転	平成22年 7月13日登記 平成22年 7月13日閉鎖

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

平成25年 9月 5日
 東京法務局渋谷出張所
 登記官

石 川 和 博



(b)

CERTIFICATE OF ALL REMOVED MATTERS

(Partial translation)

4-39-11, Higashi-Ikebukuro, Toshima-ku, TOKYO

SCHOTT MORITEX CORPORATION

Corporate Registration Number 0133-01-029292

Trade Name	<u>MORITEX CORPORATION</u>	
	SCHOTT MORITEX Corporation	Changed on May 1, 2013 Registered on May 16, 2013
Head Office	<u>4-39-11, Higashi-Ikebukuro, Toshima-ku, TOKYO</u>	
	abbr.	

* An underline means that the matter was struck out.

Page 1/6

abbr.

Page 2/6-5/6

	abbr.	
Matters regarding a registration record	On June 25, 2010, Head Office was moved from "3-1-24, Jingumae, Shibuya-ku, TOKYO."	Registered on July 7, 2010
	On May 1, 2013, Head Office was moved to "3-13-45 Senzui Asaka-shi, SAITAMA."	Registered on May 27, 2013 Removed on May 27, 2013

This is a document that certified all removed matter registered in registry book.

September 5, 2013

Toshima branch of TOKYO Legal Affairs Bureau

Record Officer

OKAMURA Kazuo

Page 6/6

PATENT
REEL: 031294 FRAME: 0174

閉鎖事項全部証明書

東京都豊島区東池袋四丁目39番11号
 ショットモリテックス株式会社
 会社法人等番号 0133-01-029292

商号	<u>株式会社モリテックス</u>	
	ショットモリテックス株式会社	平成25年 5月 1日変更
		平成25年 5月16日登記
本店	<u>東京都豊島区東池袋四丁目39番11号</u>	
公告をする方法	電子公告とする。 <u>http://www.moritex.co.jp</u> ただし、事故その他のやむを得ない事由により 電子公告による公告をすることができないときは、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	
	電子公告とする。 <u>http://www.schott-moritex.co.jp</u> ただし、事故その他のやむを得ない事由により 電子公告による公告をすることができないときは、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	平成25年 5月 1日変更 平成25年 5月16日登記
会社成立の年月日	昭和48年2月19日	
目的	<ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 光ファイバおよびその応用機器の製造販売</u> <u>(2) 光学機器および光学材料の製造販売</u> <u>(3) 画像入力処理装置および関連するシステムの製造販売</u> <u>(4) 各種光源（ハロゲンランプ、LED等）およびその関連器具ならびに信号、標識、看板、照明システム等の製造販売</u> <u>(5) 精密理化学機器、精密測定機器および関連器具の製造販売</u> <u>(6) 医療用機器および関連器具の製造販売</u> <u>(7) 遺伝子等に関連した治療、診断、研究用マイクロアレイおよび治療薬、診断薬ならびにそれらの原材料物質の製造と販売</u> <u>(8) 遺伝子等に関連した医療技術開発、新薬開発のための調査、解析、臨床検査および治験検査の受託</u> <u>(9) 機能性材料（樹脂、セラミックス、金属等）およびその応用製品とシステムの製造販売</u> <u>(10) 機能性球体（精密球、微小球、超硬球、レンズ球等）およびその応用製品の製造販売</u> <u>(11) 球体アート製品（ペーパーウェイト、ビー玉玩具等）およびインテリア製品、エクステリア製品（門扉、タイル等）の製造販売</u> <u>(12) 前各号に関連する工事の設計施工</u> <u>(13) 前各号に関連するソフトウェア、技術および情報の販売</u> <u>(14) 前各号に関連する物品、技術およびソフトウェアの輸出入業</u> <u>(15) 前各号に附帯する一切の事業</u> 	

東京都豊島区東池袋四丁目39番11号
 ショットモリテックス株式会社
 会社法人等番号 0133-01-029292

	1. 光ファイバおよびその応用機器の製造販売 2. 光学機器および光学材料の製造販売 3. 画像入力処理装置および関連するシステムの製造販売 4. 各種光源（ハロゲンランプ、LED等）およびその関連器具ならびに信号、標識、看板、照明システム等の製造販売 5. 精密理化学機器、精密測定機器および関連器具の製造販売 6. 医療用機器および関連器具の製造販売 7. 機能性材料（樹脂、セラミックス、金属等）およびその応用製品とシステムの製造販売 8. 機能性球体（精密球、微小球、超硬球、レンズ球等）およびその応用製品の製造販売 9. インテリア製品、エクステリア製品（門扉、タイル等）の製造販売 10. 防衛機器およびその部分品の製造販売 11. 前各号に関連する工事の設計施工 12. 前各号に関連するソフトウェア、技術および情報の販売 13. 前各号に関連する物品、技術およびソフトウェアの輸出入業 14. 前各号に付帯する一切の事業 平成23年12月20日変更 平成23年12月27日登記		
単元株式数	100株		
発行可能株式総数	3000万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1393万3928株		
資本金の額	金33億2027万9229円		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店		
	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 平成22年 6月26日変更 平成22年 7月28日登記		
役員に関する事項	取締役	松岡昇	平成22年 6月25日重任
	取締役	松岡昇	平成23年12月20日重任 平成23年12月27日登記

東京都豊島区東池袋四丁目39番11号
 ショットモリテックス株式会社
 会社法人等番号 0133-01-029292

		平成25年 2月28日辞任
		平成25年 3月 5日登記
<u>取締役</u>	<u>仁科秀逸</u>	平成22年 6月25日重任
		平成22年 8月30日辞任
		平成22年 9月 6日登記
<u>取締役</u>	<u>岩本俊夫</u>	平成22年 6月25日重任
<u>取締役</u>	<u>岩本俊夫</u>	平成23年12月20日重任
		平成23年12月27日登記
<u>取締役</u>	<u>佐藤隆雄</u>	平成22年 6月25日重任
<u>取締役</u>	<u>佐藤隆雄</u>	平成23年12月20日重任
		平成23年12月27日登記
<u>取締役</u>	<u>オットマー・エルンスト</u>	平成22年 6月25日就任
<u>(社外取締役)</u>		
<u>取締役</u>	<u>オットマー・エルンスト</u>	平成23年12月20日重任
<u>(社外取締役)</u>		平成23年12月27日登記
<u>取締役</u>	<u>トーマス・クロエ</u>	平成24年12月20日就任
<u>(社外取締役)</u>		平成24年12月26日登記
東京都文京区本郷五丁目20番1号 <u>代表取締役</u>	<u>松岡昇</u>	平成22年 6月25日重任
東京都文京区本郷五丁目20番1号 <u>代表取締役</u>	<u>松岡昇</u>	平成23年12月20日重任
		平成23年12月27日登記
		平成24年10月 1日辞任
		平成24年10月11日登記

東京都豊島区東池袋四丁目39番11号
 ショットモリテックス株式会社
 会社法人等番号 0133-01-029292

	横浜市保土ヶ谷区権太坂三丁目13番61号 代表取締役 佐藤 隆雄	平成24年10月 1日就任 ----- 平成24年10月11日登記
	<u>監査役</u> 石井 成晃	平成20年 6月26日就任 ----- 平成23年12月20日退任 ----- 平成23年12月27日登記
	<u>監査役</u> 輿石 和雄 <u>(社外監査役)</u>	平成20年 4月25日就任 ----- 平成22年12月21日退任 ----- 平成22年12月28日登記
	<u>監査役</u> 大野 孝雄 <u>(社外監査役)</u>	平成20年 4月25日就任 ----- 平成22年12月21日退任 ----- 平成22年12月28日登記
	<u>監査役</u> 政木 道夫 <u>(社外監査役)</u> <u>監査役</u> 政木 道夫 <u>(社外監査役)</u>	平成20年 4月25日就任 ----- 平成22年12月21日重任 ----- 平成22年12月28日登記
	<u>監査役</u> 宇野 正雄 <u>(社外監査役)</u>	平成22年12月21日就任 ----- 平成22年12月28日登記
	<u>監査役</u> 藤代 政夫 <u>(社外監査役)</u>	平成22年12月21日就任 ----- 平成22年12月28日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任あずさ監査法人	平成22年 6月25日重任 -----
	<u>会計監査人</u> 有限責任あずさ監査法人	平成22年12月21日重任 ----- 平成22年12月28日登記

東京都豊島区東池袋四丁目39番11号
 ショットモリテックス株式会社
 会社法人等番号 0133-01-029292

	<p>会計監査人 有限責任あずさ監査法人</p> <p>平成23年12月20日重任</p> <p>平成23年12月27日登記</p> <p>会計監査人 有限責任あずさ監査法人</p> <p>平成24年12月20日重任</p> <p>平成24年12月26日登記</p>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
支店	<p>1 愛知県名古屋市中区栄二丁目2番17号</p> <p>2 福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目4番30号</p> <p>3 大阪市淀川区西中島七丁目5番25号</p> <p>4 <u>東京都豊島区東池袋四丁目39番11号</u></p> <p>平成22年 6月25日廃止</p> <p>平成22年 7月15日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社

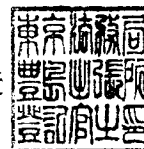
東京都豊島区東池袋四丁目39番11号
ショットモリテックス株式会社
会社法人等番号 0133-01-029292

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	平成22年6月25日東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号から本店移転 平成22年 7月 7日登記
	平成25年5月1日埼玉県朝霞市泉水三丁目13番45号に本店移転 平成25年 5月27日登記 平成25年 5月27日閉鎖

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

平成25年 9月 5日
東京法務局豊島出張所
登記官

岡村和夫



整理番号 タ929584

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/6

PATENT

REEL: 031294 FRAME: 0180

(C)

CERTIFICATE OF ALL HISTORICAL MATTERS
(Partial translation)

3-13-45, Senzui, Asaka-shi, SAITAMA
SCHOTT MORITEX Corporation
Corporate Registration Number 0133-01-029292

Trade Name	SCHOTT MORITEX Corporation	
Head Office	3-13-45, Senzui, Asaka-shi, SAITAMA	
	abbr.	

Page 1/3

abbr.

Page 2/3

	abbr.
Matters regarding a registration record	On May 1, 2013, Head Office was moved from "4-39-11, Higashi-Ikebukuro, Toshima-ku, TOKYO." Registered on May 23, 2013

This is a document that certified all un-removed matter registered in registry book.
(The jurisdiction of SAITAMA District Legal Affairs Bureau)

August 26, 2013

Shiki branch of SAITAMA District Legal Affairs Bureau
Record Officer

TAJIMA Mitsuru

Page 3/3

PATENT
REEL: 031294 FRAME: 0181

履歴事項全部証明書

埼玉県朝霞市泉水三丁目13番45号
 ショットモリテックス株式会社
 会社法人等番号 0133-01-029292

商号	ショットモリテックス株式会社
本店	埼玉県朝霞市泉水三丁目13番45号
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.schott-moritex.co.jp ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。
会社成立の年月日	昭和48年2月19日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 光ファイバおよびその応用機器の製造販売 2. 光学機器および光学材料の製造販売 3. 画像入力処理装置および関連するシステムの製造販売 4. 各種光源（ハロゲンランプ、LED等）およびその関連器具ならびに信号、標識、看板、照明システム等の製造販売 5. 精密理化学機器、精密測定機器および関連器具の製造販売 6. 医療用機器および関連器具の製造販売 7. 機能性材料（樹脂、セラミックス、金属等）およびその応用製品とシステムの製造販売 8. 機能性球体（精密球、微小球、超硬球、レンズ球等）およびその応用製品の製造販売 9. インテリア製品、エクステリア製品（門扉、タイル等）の製造販売 10. 防衛機器およびその部分品の製造販売 11. 前各号に関連する工事の設計施工 12. 前各号に関連するソフトウェア、技術および情報の販売 13. 前各号に関連する物品、技術およびソフトウェアの輸出入業 14. 前各号に付帯する一切の事業
単元株式数	100株
発行可能株式総数	3000万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1393万3928株
資本金の額	金33億2027万9229円
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

整理番号 二310692

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT

REEL: 031294 FRAME: 0182

埼玉県朝霞市泉水三丁目13番45号
 ショットモリテックス株式会社
 会社法人等番号 0133-01-029292

		三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
役員に関する事項	取締役	佐藤 隆雄 平成23年12月20日重任
	取締役	岩本 俊夫 平成23年12月20日重任
	取締役 (社外取締役)	オットマー・エルンスト 平成23年12月20日重任
	取締役 (社外取締役)	トーマス・クロエ 平成24年12月20日就任
	横浜市保土ヶ谷区権太坂三丁目13番61号 代表取締役	佐藤 隆雄 平成24年10月1日就任
	監査役 (社外監査役)	政木 道夫 平成22年12月21日重任
	監査役 (社外監査役)	宇野 正雄 平成22年12月21日就任
	監査役 (社外監査役)	藤代 政夫 平成22年12月21日就任
	会計監査人	有限責任あずさ監査法人 平成24年12月20日重任
		平成25年 5月30日辞任
	平成25年 6月14日登記	
仮会計監査人	新日本有限責任監査法人 平成25年 5月30日就任	
	平成25年 6月14日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任</p>	

埼玉県朝霞市泉水三丁目13番45号
 ショットモリテックス株式会社
 会社法人等番号 0133-01-029292

	を法令の限度において免除することができる。		
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>		
支店	<p>1 愛知県名古屋市中区栄二丁目2番17号</p>		
	<p>愛知県名古屋市東区泉一丁目21番27号泉ファーストスクエア7F</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>平成25年 6月10日移転</td> </tr> <tr> <td>平成25年 6月14日登記</td> </tr> </table>	平成25年 6月10日移転	平成25年 6月14日登記
	平成25年 6月10日移転		
平成25年 6月14日登記			
<p>2 福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目4番30号</p>			
	<p>3 大阪市淀川区西中島七丁目5番25号</p>		
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社		
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社		
登記記録に関する事項	平成25年5月1日東京都豊島区東池袋四丁目39番11号から本店移転 平成25年 5月23日登記		

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(さいたま地方法務局管轄)

平成25年 8月26日

さいたま地方法務局志木出張所

登記官

田 嶋

満

